

議第12号

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和7年12月12日

提出者	栃木県議会議員	白 石 資 隆
同		中 島 宏
同		野 澤 和 一
同		大 貫 豊 誠
同		佐 藤 晴 彦
同		横 田 誠
同		小 池 篤 史
同		湯 澤 英 之
同		岡 部 光 子
同		金 子 武 藏
同		塩 田 ひとし
同		渡 辺 幸 子
同		阿 部 寿 一
同		神 谷 幸 伸

栃木県議会議長 池 田 忠 様

## 栃木県条例第 号

### 栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年栃木県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(費用弁償) <b>第8条</b> 議長、副議長及び議員が、議会の公務のため旅行した場合（次条に定める場合を除く。）には、 <u>議長にあっては知事、副議長及び議員にあっては副知事</u> _____に支給される旅費相当額_____を費用弁償として支給する。	(費用弁償) <b>第8条</b> 議長、副議長及び議員が、議会の公務のため旅行した場合（次条に定める場合を除く。）には、別表第1に定める額及び職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級の職務にある職員に支給される旅費相当額（宿泊料及び食卓料を除く。）を費用弁償として支給する。 2 議長、副議長及び議員が外国旅行をする場合の費用弁償は、前項の規定にかかわらず、議長にあっては国務大臣、副議長にあっては一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の8号俸の俸給月額の俸給を受ける者、議員にあっては同項第1号イに規定する行政職俸給表(1)の7級の職務にある者の例により支給する。
<b>第9条</b> 議長、副議長及び議員が議会の招集に応じて旅行し、又は_____委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による協議若しくは調整を行うための場に出席するために県内を旅行した場合には、 <u>別表</u> _____に定める額を費用弁償として支給する。	<b>第9条</b> 議長、副議長及び議員が議会の招集に応じて旅行し、又は閉会中の委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による協議若しくは調整を行うための場に出席するために県内を旅行した場合には、 <u>別表第2</u> に定める額を費用弁償として支給する。
<b>附 則</b> ①・② 略	<b>附 則</b> ①・② 略 ③ 第8条第1項の規定により費用弁償の額を算定する場合においては、当分の間、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）附則第4項及び第5項の規定は、適用しない。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

#### 附 則

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。
- 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。